

資料1

ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた
改定案の決定

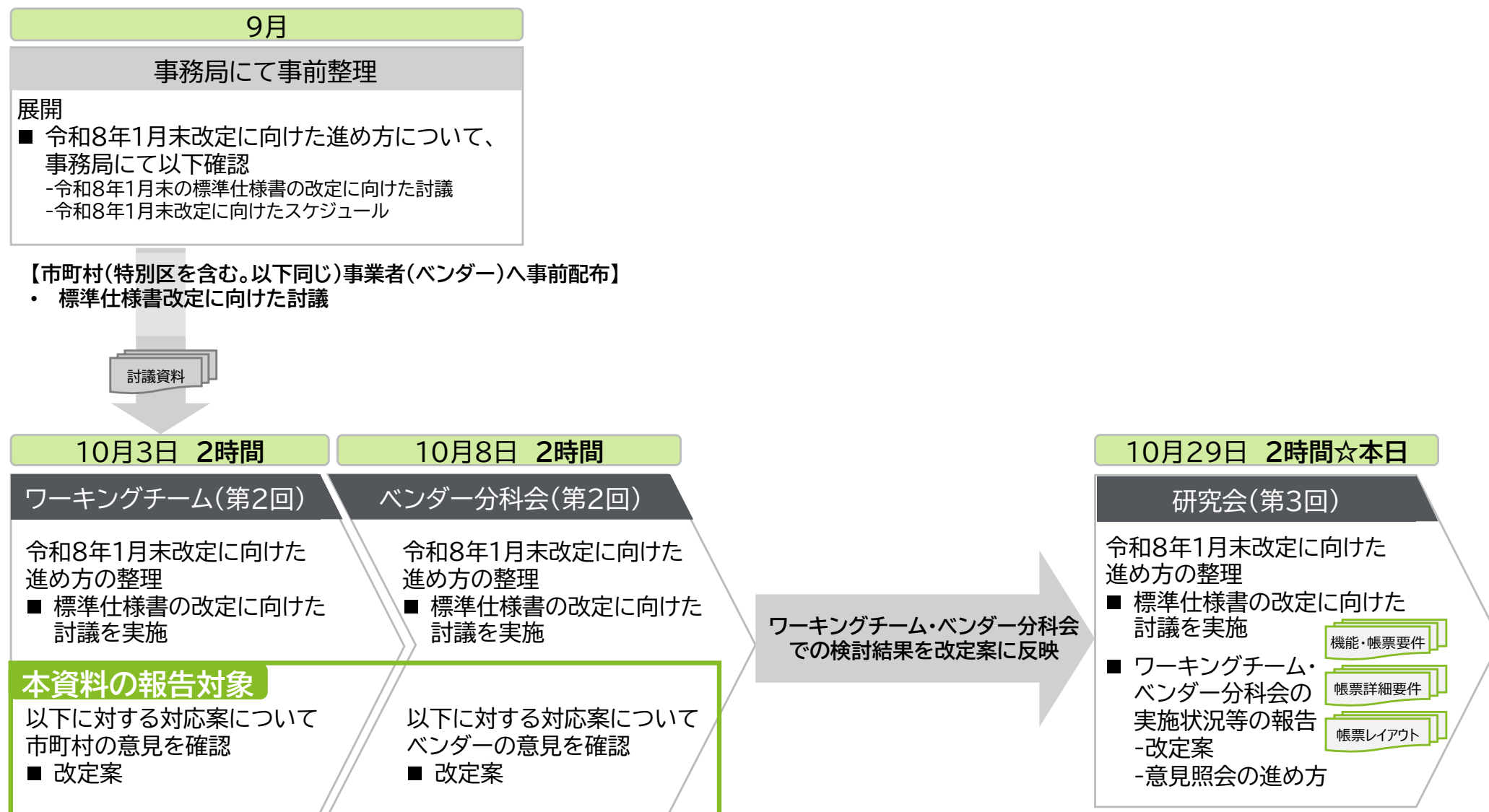
目次

1. はじめに
2. 第2回ワーキングチーム及び第2回ベンダー分科会
3. ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

1. はじめに

1. はじめに 位置づけ

標準仕様書(1.5版案)の作成にあたり論点を討議する場としてワーキングチーム及びベンダー分科会を各1回開催した。



2. 第2回ワーキングチーム及び第2回ベンダー分科会

2. 第2回ワーキングチーム及び第2回バンダー分科会 全体概要

10月3日に第2回ワーキングチーム、10月8日に第2回バンダー分科会を開催し、討議事項について、確認・討議した。

第2回ワーキングチーム(10月3日)及び第2回バンダー分科会(10月8日)議事次第と主たる討議事項

✓ 本会議の検討内容(事務局案)

1. 令和8年1月末の標準仕様書の改定に向けた討議
2. 令和8年1月末改定に向けたスケジュール

討議結果

概要	討議結果	
	ワーキングチーム	バンダー分科会
・ 特定親族特別控除の創設に伴う標準仕様書の改定	事務局案のとおりとする(※)	同左

※適合基準日について、事務局で再検討し改定案を見直すこととした。

3. ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案 特定親族特別控除の創設に伴う改定について

特定親族特別控除の創設に伴い、年金制度等においても地方税法の改正に準じた見直しを行います。

国民年金法施行令等の一部を改正する政令(令和7年政令第355号)について(概要)

1. 改正の趣旨

○ 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)において、特定親族特別控除が創設(※)された。

※ 特定親族特別控除の創設について

19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遡減することとするもの。

○ 年金制度における保険料を拠出していないものの福祉的な観点から支給する20歳前の傷病による障害基礎年金(以下「20歳前障害基礎年金」という。)等の支給停止や保険料免除を行う際の、受給権者や被保険者等の所得について、基礎となる金額から、地方税法に規定する一部の各種控除額に相当する額を控除して計算していることから、年金制度等においても、地方税法の改正に準じた見直しを行うもの。

2. 改正の概要

○ 20歳前障害基礎年金等の支給停止や保険料免除の要件として前年の所得を用いる以下の制度において、受給権者や被保険者等の所得の算定に当たり考慮する各種控除額について、所得税法等の一部を改正する法律等により創設された特定親族特別控除額を追加する。

① 国民年金保険料の免除等制度(国民年金法施行令の一部改正)

② 20歳前障害基礎年金の支給停止(国民年金法施行令の一部改正)

③ 老齢福祉年金の支給停止(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

④ 特別障害給付金の支給の制限(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正)

⑤ 障害・遺族年金生活者支援給付金の支給の制限(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正)

3. 施行期日等

公布日:令和7(2025)年10月17日

施行期日:令和8(2026)年4月1日

※ 帳票レイアウトに収録している帳票のうち、省令等でその様式が定められているものについても、施行期日までに改正を予定。

【特定親族の合計所得金額と個人住民税に適用される控除額】

特定親族の合計所得金額	納税者本人の受ける控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

【特定親族の合計所得金額と控除額の関係図】

特定親族の合計所得金額 (万円)	納税者本人の受ける控除額 (万円)	適用される控除の種類
0 ~ 58	45	特定扶養控除 (所得税のみ適用)
58 ~ 95	45	特定扶養控除 (所得税のみ適用)
95 ~ 100	41	特定親族特別控除 (所得税及び個人住民税に適用)
100 ~ 105	31	特定親族特別控除 (所得税及び個人住民税に適用)
105 ~ 110	21	特定親族特別控除 (所得税及び個人住民税に適用)
110 ~ 115	11	特定親族特別控除 (所得税及び個人住民税に適用)
115 ~ 120	6	特定親族特別控除 (所得税及び個人住民税に適用)
120 ~ 123	3	特定親族特別控除 (所得税及び個人住民税に適用)

8

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案 特定親族特別控除の創設に伴う改定対象一覧

第2回ワーキングチーム及び第2回ベンダー分科会での討議結果を踏まえ、適合基準日について事務局で改定案の見直しを行った。

No.	区分	改定概要	改定方針	
1	機能・帳票要件	特定親族特別控除の創設により影響を受ける機能要件の適合基準日を変更する。	新規	討議
2	帳票詳細要件	特定親族特別控除の創設に伴いシステム印字項目を追加する帳票詳細要件の適合基準日を変更する。	新規	討議
3		国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。	事務局案のとおりとする	
4		国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。		
5		国民年金 障害基礎年金 所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。		
6		国民年金老齢福祉年金所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。		
7		特別障害給付金所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。		
8		障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。		
9	帳票レイアウト	国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。		
10		国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。		
11		国民年金 障害基礎年金 所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。		
12		国民年金老齢福祉年金所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。		
13		特別障害給付金所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。		
14		障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。		

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案 特定親族特別控除の創設に伴う適合基準日について

第2回ワーキングチーム/ベンダー分科会でご意見いただいた適合基準日の考え方について、対応方針を以下記載します。

第2回ワーキングチーム/ベンダー分科会でのご意見

- ・ 担当のベンダーからは令和7年度中のシステム改修は間に合いそうにないと聞いている。(ワーキングチーム構成員)
- ・ ベンダーとしても令和7年度中に対応できるようシステム改修を進めているが、団体数が多く、令和8年4月1日までにすべて切り替えることは難しいため、柔軟な対応をお願いしたい。(ベンダー分科会構成員)
- 他事務の標準仕様書検討会においても同様の事象が発生しており、標準仕様書における適合基準日の記載方法については、施行日と適合基準日は一致することが通常であるが、今回のように実装期間が短い場合や自治体の事務運用により施行日と自治体が求める実装日が異なる場合もあるため、記載方法について検討中である。(デジタル庁)

対応方針

機能・帳票要件及び帳票詳細要件のうち、特定親族特別控除の創設による影響を受ける機能の適合基準日について、市町村における事務に支障が生じないことを前提に、制度施行日後の適用も許容する規定内容に変更します。

■適合基準日は、以下の記載に変更

<改定案>

令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に〇〇法第〇〇条〇項の規定に基づき〇〇を実施する日のいずれか遅い日

※改定案のうち、赤字下線の記載は機能ごとに規定が異なる。該当する機能要件及び帳票詳細要件の改定案は12ページから19ページに記載。

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案 特定親族特別控除の創設に伴う適合基準日について

本改定対象の機能・帳票要件、帳票詳細要件の適合基準日の記載は、P.10の対応方針を踏まえ、下表に示す3分類に変更を予定しております。各適合基準日にて記載した法令に基づく事務の実施日を踏まえた制度施行日後の適用期限は、市町村における令和8年度分の個人住民税の所得情報が確定する時期等を考慮し、以下と想定しています。

分類	適合基準日の記載	対象の機能ID	対象の帳票ID	制度施行日後の適用期限	適用期限の理由
①	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	0260477 0260209 0260212 0260478 0260227 0260229 0260353 0260521 0260523 0260525	0260020 0260021	令和8年6月末	国民年金保険料の免除・猶予においては、要件判定のための所得の切り替え月が7月となっているため。また、日本年金機構において例年7月以降、市町村に対しマイナンバー情報連携によって、所得情報照会を実施しているため(所得審査が必要な学生納付特例の申請者の分も含む)。
②	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日	0260074 0260357 0260362 0260363 0260365	—	令和8年5月末	令和7年10月17日年管管発1017第3号「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付等について」において、媒体仕様書に基づいた所得情報等情報交換のためのシステム改修期限を令和8年5月末とお示ししているため。
③	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条第1項第2号及び第4号の規定に基づき認定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第10条第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	0260522 0260524 0260526	0260025	令和8年8月末	年金生活者支援給付金の認定請求においては、要件判定のための所得切り替え月が10月となっているが、支援給付金の支給は認定請求日の属する月の翌月から開始することから、令和8年9月以降の認定請求の受付時までには特定親族特別控除額を含めた所得計算が行えるよう措置されている必要があるため。

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

討議

No.1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更①

機能要件に関する改定案について以下記載します。

第2回WT/分科会からの変更箇所
 ・ 適合基準日を変更

対応事項					
● 特定親族特別控除の創設により影響を受ける機能要件の適合基準日を変更する。					
機能要件(改定案)					
中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日	分類
0.7連携	0260074	個人住民税システムとの連携を行い、個人住民税システムの課税情報について、取得できること	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日	②
2.1免除・納付猶予申請書受理・審査	0260477	免除・納付猶予に係る登録・修正・削除・照会が行えること 【管理項目】 基礎年金番号、申請期間、届書種類、特例認定区分、受付年月日、受付場所、処理年月日、処理結果、免除等区分の審査順序、継続希望(承認・却下)、免除区分(種別)、免除等の始期・終期、日本年金機構への報告年月日 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること 個人番号、氏名(漢字・カナ・ローマ字)、性別、生年月日、住所、世帯主の氏名・生年月日、配偶者の氏名・生年月日、配偶者の個人番号 ※個人住民税システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、特定扶養親族の有無及び数、障害者扶養親族数、老人控除対象配偶者および老人数、本人障害区分、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	①
2.1免除・納付猶予申請書受理・審査	0260209	免除・納付猶予の判定結果、被保険者・配偶者・世帯主それぞれの判定結果(政令で定める額)、対象者ごとの扶養状況を考慮した基準額(政令で定める額)を年度ごとに確認できること。	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	①

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

討議

No.1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更②

機能要件に関する改定案について以下記載します。

第2回WT/分科会からの変更箇所
 ・ 適合基準日を変更

対応事項					
● 特定親族特別控除の創設により影響を受ける機能要件の適合基準日を変更する。					
機能要件(改定案)					
中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日	分類
2.1免除・納付猶予申請書受理・審査	0260212	以下の帳票を出力できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請書/ 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	①
2.2学生納付特例申請書受理・審査	0260478	学生納付特例申請に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、申請期間、届書種類、受付年月日、受付場所、処理結果(承認・却下)、免除等の始期・終期、日本年金機構への報告年月日、特例認定区分 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること 個人番号、氏名(漢字・カナ・ローマ字)、性別、生年月日、住所 ※個人住民税システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 前年の所得額、扶養親族等の有無及び数、同一生計配偶者等の有無及び数、控除対象扶養親族の有無及び数、特定扶養親族の有無及び数、障害者扶養親族数、本人障害区分、老人控除対象配偶者および老人数、本人寡婦区分、本人ひとり親区分、本人勤労学生区分、純損失及び雑損失、各控除額	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	①
2.2学生納付特例申請書受理・審査	0260227	学生納付特例の判定結果を表示できること	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	①

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

討議

No.1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更③

機能要件に関する改定案について以下記載します。

第2回WT/分科会からの変更箇所
 ・ 適合基準日を変更

対応事項

- 特定親族特別控除の創設により影響を受ける機能要件の適合基準日を変更する。

機能要件(改定案)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日	分類
2.2学生納付特例申請書受理・審査	0260229	以下の帳票を出力できること 国民年金保険料学生納付特例申請書/国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書) ※印字項目については、帳票詳細要件を参照	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	①
6.2所得情報提供(継続免除)	0260353	免除・納付猶予申請(市町村確認書)を出力できること ※継続免除審査対象者のうち、日本年金機構にて所得情報が取得できない被保険者に対して出力することを想定	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	①
6.3所得情報提供(年金生活者支援給付金)	0260357	日本年金機構(国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会経由)から提供された、所得情報に係る提供依頼媒体の情報をシステムへ取り込めること	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日	②

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

討議

No.1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更④

機能要件に関する改定案について以下記載します。

第2回WT/分科会からの変更箇所
・ 適合基準日を変更

対応事項

- 特定親族特別控除の創設により影響を受ける機能要件の適合基準日を変更する。

機能要件(改定案)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日	分類
6.3所得情報提供(年金生活者支援給付金)	0260362	日本年金機構に所得情報を提供する世帯員を特定し、受給者・受給候補者の所得情報をも含めて取り込むこと ※世帯員は、当該年度の4月1日時点の世帯員とできること。	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日	②
6.3所得情報提供(年金生活者支援給付金)	0260363	課税情報から取得した対象者の所得情報に基づき、日本年金機構へ提供する所得情報提供依頼結果媒体を電子媒体で作成できること	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日	②
6.3所得情報提供(年金生活者支援給付金)	0260365	所得情報の確認用に作成された確認用CSVファイルを参照し、作成したデータ内容を確認できること	実装必須機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条の規定に基づき収入の状況に関して必要な情報の提供を実施する日のいずれか遅い日	②

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

討議

No.1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更⑤

第2回WT/分科会からの変更箇所

- ・ 適合基準日を変更
- ・ 機能要件の分割及び新規の機能IDの採番

機能要件に関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 特定親族特別控除の創設により影響を受ける機能要件の適合基準日を変更する。
- 適合基準日の変更に伴い機能要件を2つに分割し、新規の機能IDを採番する。

機能要件(1.4版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
6.5公用照会 対応(免除・ 年金生活者 支援給付金)	0260 376	免除・納付猶予申請書審査、学生納付特例の審査および年金生活者支援給付金の審査のため、被保険者・認定請求者の世帯員の各所得状況を表示できること	実装必須 機能	令和8年4月1日

機能要件(改定案)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日	分類
6.5公用照会 対応(免除・ 年金生活者 支援給付金)	0260 521	免除・納付猶予申請書審査、学生納付特例の審査のため、被保険者の世帯員の各所得状況を表示できること	実装必須 機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	①
6.5公用照会 対応(免除・ 年金生活者 支援給付金)	0260 522	年金生活者支援給付金の審査のため、認定請求者の世帯員の各所得状況を表示できること	実装必須 機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条第1項第2号及び第4号の規定に基づき認定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第10条第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	③

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

討議

No.1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更⑥

第2回WT/分科会からの変更箇所

- ・ 適合基準日を変更
- ・ 機能要件の分割及び新規の機能IDの採番

機能要件に関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 特定親族特別控除の創設により影響を受ける機能要件の適合基準日を変更する。
- 適合基準日の変更に伴い機能要件を2つに分割し、新規の機能IDを採番する。

機能要件(1.4版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
6.5公用照会 対応(免除・ 年金生活者 支援給付金)	0260 377	日本年金機構に所得情報を提供する対象者を特定し、被保険者および世帯員の所得情報を以下帳票に反映できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) / 国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書) / 老齢・補 足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	実装必須 機能	令和8年4月1日

機能要件(改定案)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日	分類
6.5公用照会 対応(免除・ 年金生活者 支援給付金)	0260 523	日本年金機構に所得情報を提供する対象者を特定し、被保険者および世帯員の所得情報を以下帳票に 反映できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) / 国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認 書)	実装必須 機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各 市町村において最初に国民年金法施 行令第1条の2第9号の規定に基づき 申請の受理及びその申請に係る事実 についての審査に関する事務(令和8 年度分に係る同令第6条の12第1項及 び第2項の規定によって計算した額を 用いる場合に限る。)を実施する日の いずれか遅い日	①
6.5公用照会 対応(免除・ 年金生活者 支援給付金)	0260 524	日本年金機構に所得情報を提供する対象者を特定し、請求者および世帯員の所得情報を以下帳票に反 映できること 老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況 届	実装必須 機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各 市町村において最初に年金生活者支 援給付金の支給に関する法律施行令 第15条第1項第2号及び第4号の規定 に基づき認定の請求の受理及び当該 請求に係る事実についての審査に関 する事務(令和8年度分に係る同令第 10条第1項及び第2項の規定によっ て計算した額を用いる場合に限る。)を 実施する日のいずれか遅い日	③

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

討議

No.1 特定親族特別控除に伴う機能要件の適合基準日変更⑦

第2回WT/分科会からの変更箇所

- ・ 適合基準日を変更
- ・ 機能要件の分割及び新規の機能IDの採番

機能要件に関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 特定親族特別控除の創設により影響を受ける機能要件の適合基準日を変更する。
- 適合基準日の変更に伴い機能要件を2つに分割し、新規の機能IDを採番する。

機能要件(1.4版)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日
6.5公用照会 対応(免除・ 年金生活者 支援給付金)	0260 378	所得情報依頼に対し、被保険者および年金受給者の所得情報を収めた以下の帳票を出力できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) / 国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書) / 老齢・補 足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	実装必須 機能	令和8年4月1日

機能要件(改定案)

中項目	機能ID	機能要件	実装区分	適合基準日	分類
6.5公用照会 対応(免除・ 年金生活者 支援給付金)	0260 525	所得情報依頼に対し、被保険者の所得情報を収めた以下の帳票を出力できること 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書) / 国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認 書)	実装必須 機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各 市町村において最初に国民年金法施 行令第1条の2第9号の規定に基づき 申請の受理及びその申請に係る事実 についての審査に関する事務(令和8 年度分に係る同令第6条の12第1項及 び第2項の規定によって計算した額を 用いる場合に限る。)を実施する日の いずれか遅い日	①
6.5公用照会 対応(免除・ 年金生活者 支援給付金)	0260 526	所得情報依頼に対し、年金受給者の所得情報を収めた以下の帳票を出力できること 老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届 / 障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況 届	実装必須 機能	令和8年4月1日又は令和8年度に各 市町村において最初に年金生活者支 援給付金の支給に関する法律施行令 第15条第1項第2号及び第4号の規定 に基づき認定の請求の受理及び当該 請求に係る事実についての審査に関 する事務(令和8年度分に係る同令第 10条第1項及び第2項の規定によっ て計算した額を用いる場合に限る。)を 実施する日のいずれか遅い日	③

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

討議

No.2 特定親族特別控除に伴う帳票詳細要件の適合基準日変更

帳票詳細要件に関する改定案について以下記載します。

第2回WT/分科会からの変更箇所
 ・ 適合基準日を変更

対応事項

- 特定親族特別控除の創設に伴いシステム印字項目を追加する帳票詳細要件の適合基準日を変更する。

帳票詳細要件(1.4版) ー帳票一覧ー

No	帳票ID	法令上必須の 帳票一覧	適合基準日
5	0260005	国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)	令和8年4月1日
7	0260007	国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)	令和8年4月1日
13	0260018	国民年金 障害基礎年金 所得状況届	-
14	0260014	国民年金老齢福祉年金所得状況届	-
15	0260015	特別障害給付金所得状況届	-
17	0260017	障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届	令和8年4月1日

帳票詳細要件(改定案) ー帳票一覧ー

No	帳票ID	法令上必須の 帳票一覧	適合基準日	分類
5	0260020	国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	①
7	0260021	国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に国民年金法施行令第1条の2第9号の規定に基づき申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第6条の12第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	①
13	0260022	国民年金 障害基礎年金 所得状況届	-	-
14	0260023	国民年金老齢福祉年金所得状況届	-	-
15	0260024	特別障害給付金所得状況届	-	-
17	0260025	障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届	令和8年4月1日又は令和8年度に各市町村において最初に年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条第1項第2号及び第4号の規定に基づき認定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務(令和8年度分に係る同令第10条第1項及び第2項の規定によって計算した額を用いる場合に限る。)を実施する日のいずれか遅い日	③

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

No.3 「国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)」の印字項目追加

帳票詳細要件に関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID	0260005	帳票名称	国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)		
No	システム印字項目		標準仕様 実装項目		
			必須	オプション	不可
...	A. 被保険者分	...			
12		雑損	●		
13		医療費	●		
14		社会保険料	●		
15		小規模企業共済等掛金	●		
16		配偶者特別	●		
...		...			
...	B. 配偶者分	...			
34		雑損	●		
35		医療費	●		
36		社会保険料	●		
37		小規模企業共済等掛金	●		
38		配偶者特別	●		
...		...			
...	C. 世帯主分	...			
56		雑損	●		
57		医療費	●		
58		社会保険料	●		
59		小規模企業共済等掛金	●		
60		配偶者特別	●		
...		...			

帳票詳細要件(改定案)

帳票ID	0260020	帳票名称	国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)		
No	システム印字項目		標準仕様 実装項目		
			必須	オプション	不可
...	A. 被保険者分	...			
12		雑損	●		
13		医療費	●		
14		社会保険料	●		
15		小規模企業共済等掛金	●		
16		配偶者特別	●		
17		特定親族特別	●		
...		...			
...	B. 配偶者分	...			
35		雑損	●		
36		医療費	●		
37		社会保険料	●		
38		小規模企業共済等掛金	●		
39		配偶者特別	●		
40		特定親族特別	●		
...		...			
...	C. 世帯主分	...			
58		雑損	●		
59		医療費	●		
60		社会保険料	●		
61		小規模企業共済等掛金	●		
62		配偶者特別	●		
63		特定親族特別	●		
...		...			

3.ワーキングチーム及びバンダー分科会を踏まえた改定案

No.4 「国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)」の印字項目追加

帳票詳細要件に関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID	0260007	帳票名称	国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)		
No	システム印字項目		標準仕様		
			実装項目		
			必須	オプション	不可
...	A. 被保険者分	...			
12		雑損	●		
13		医療費	●		
14		社会保険料	●		
15		小規模企業共済等掛金	●		
16		配偶者特別	●		
17		地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	●		
...		...			

帳票詳細要件(改定案)

帳票ID	0260021	帳票名称	国民年金保険料学生納付特例申請(市町村確認書)		
No	システム印字項目		標準仕様		
			実装項目		
			必須	オプション	不可
...	A. 被保険者分	...			
12		雑損	●		
13		医療費	●		
14		社会保険料	●		
15		小規模企業共済等掛金	●		
16		配偶者特別	●		
17		特定親族特別	●		
18		地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	●		
...		...			

3.ワーキングチーム及びバンダー分科会を踏まえた改定案

No.5 「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」の印字項目追加

帳票詳細要件に関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 国民年金 障害基礎年金 所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID	0260018	帳票名称	国民年金 障害基礎年金 所得状況届			
No	システム印字項目			標準仕様		
				実装項目		
				必須	オプション	不可
...	障害基礎年金の受給権者の所得状況	...				
13	雑損	●				
14	医療費	●				
15	社会保険料	●				
16	小規模企業共済等掛金	●				
17	配偶者特別	●				
18	障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	●				
...	...					

帳票詳細要件(改定案)

帳票ID		0260022		帳票名称		国民年金 障害基礎年金 所得状況届		
No	システム印字項目				標準仕様			
					実装項目			
					必須	オプション	不可	
...	障害基礎年金の受給権者の所得状況	...						
13	雑損	控除		●				
14	医療費			●				
15	社会保険料			●				
16	小規模企業共済等掛金			●				
17	配偶者特別			●				
18	特定親族特別			●				
19	障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数			●				
...	...							

3.ワーキングチーム及びバンダー分科会を踏まえた改定案

No.6 「国民年金老齢福祉年金所得状況届」の印字項目追加

第2回WT/分科会からの修正箇所

- 備考(印字編集条件など)の記載を追加

帳票詳細要件に関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 国民年金老齢福祉年金所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID		0260014		帳票名称		国民年金老齢福祉年金所得状況届			
No	システム印字項目			標準仕様			備考(印字編集条件など)		
				実装項目					
				必須	オプション	不可			
...	受給権者の所得状況	...							
13		控除 雑損	●						
14		医療費	●						
15		社会保険料	●						
16		小規模企業共済等掛金	●						
17		配偶者特別	●						
...		...							
...	配偶者の所得状況	...							
28		控除 雑損	●						
29		医療費	●						
30		小規模企業共済等掛金	●						
31		配偶者特別	●						
...		...							
37	被扶養義務者等の所得状況	氏名	●				帳票印刷時に画面で選択した住民に関する情報を表示		
...		...							
43		控除 雑損	●				同上		
44		医療費	●				同上		
45		小規模企業共済等掛金	●				同上		
46		配偶者特別	●				同上		
...		...							

帳票詳細要件(改定案)

帳票ID		0260023		帳票名称		国民年金老齢福祉年金所得状況届			
No	システム印字項目			標準仕様					
				実装項目			備考(印字編集条件など)		
				必須	オプション	不可			
...	受給権者の所得状況	...	控除	雑損	●				
13				医療費	●				
14				社会保険料	●				
15				小規模企業共済等掛金	●				
16				配偶者特別	●				
17				特定親族特別	●				
18				...					
...	配偶者の所得状況	...	控除	雑損	●				
29				医療費	●				
30				小規模企業共済等掛金	●				
31				配偶者特別	●				
32				特定親族特別	●				
33				...					
39	被扶養義務者等の所得状況	氏名			●			帳票印刷時に画面で選択した住民に関する情報を表示	
...		...							
45			控除	雑損	●			同上	
46				医療費	●			同上	
47				小規模企業共済等掛金	●			同上	
48				配偶者特別	●			同上	
49				特定親族特別	●			同上	
...				...					

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

No.7 「特別障害給付金所得状況届」の印字項目追加

帳票詳細要件に関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 特別障害給付金所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID	0260015	帳票名称	特別障害給付金所得状況届		
No	システム印字項目		標準仕様		
			実装項目		
			必須	オプション	不可
...	本人	...			
9		控除	雑損	●	
10			医療費	●	
11			社会保険料	●	
12			小規模企業共済等掛金	●	
13			配偶者特別	●	
14			障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	●	
...			...		

帳票詳細要件(改定案)

帳票ID	0260024		帳票名称	特別障害給付金所得状況届		
No	システム印字項目			標準仕様		
				実装項目		
				必須	オプション	不可
...	本人	...				
9		控除	雑損	●		
10			医療費	●		
11			社会保険料	●		
12			小規模企業共済等掛金	●		
13			配偶者特別	●		
14			特定親族特別	●		
15		障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	●			
...		...				

3.ワーキングチーム及びバンダー分科会を踏まえた改定案

No.8 「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」の印字項目追加

帳票詳細要件に関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届のシステム印字項目に「特定親族特別」を追加する。

帳票詳細要件(1.4版)

帳票ID	0260017	帳票名称	障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届			
No	システム印字項目			標準仕様		
				実装項目		
				必須	オプション	不可
...	請求者	...				
12		控除	雑損	●		
13			医療費	●		
14			社会保険料	●		
15			小規模企業共済等掛金	●		
16			配偶者特別	●		
17			障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者、扶養親族および同一生計配偶者の合計数	●		
...		...				

帳票詳細要件(改定案)

帳票ID	0260025	帳票名称	障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届		
No	システム印字項目		標準仕様		
			実装項目		
			必須	オプション	不可
...	請求者	...			
12		控除	雑損	●	
13			医療費	●	
14			社会保険料	●	
15			小規模企業共済等掛金	●	
16			配偶者特別	●	
17			特定親族特別	●	
18			障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者、扶養親族および同一生計配偶者の合計数	●	
...			...		

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

No.9 「国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)」のレイアウト変更

帳票レイアウトに関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。

帳票レイアウト(改定案)

改定箇所

国民年金保険料免除・納付猶予申請(市町村確認書)		基礎年金番号	生年月日	申請期間
		5. 昭和 7. 平成	令和	年度分
扶養親族等・控除	A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分	
氏名				
※ 政令で定める額	円	円	円	
※ 地方税法上の障害者・高齢・ひとり親	○ 1. 障害者 2. 高齢 3. ひとり親	○ 1. 障害者 2. 高齢 3. ひとり親	○ 1. 障害者 2. 高齢 3. ひとり親	
※ 控除対象配偶者および扶養親族(16歳以上18歳未満に属する者)	○	○	○	
※ 控除対象配偶者および扶養親族(16歳以上18歳未満に属する者)	○	○	○	
※ 特定扶養親族および扶養親族(16歳以上18歳未満に属する者)	○	○	○	
※ 前年の所得額	円	円	円	
※ 前年および前々年の所得額	円	円	円	
1. 雑損	円	円	円	
2. 医療費	円	円	円	
3. 社会保険料	円	円	円	
4. 小規模企業共済等掛金	円	円	円	
5. 配偶者特別	円	円	円	
※ 6. 特定親族特別	円	円	円	
※ 7. 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	円	円	円	
控除後の合計額	円	円	円	
※ 控除後の所得額(1～5～7～8～9～10～11～12～13～14～15～16～17～18～19～20～21～22～23～24～25～26～27～28～29～30～31～32～33～34～35～36～37～38～39～40～41～42～43～44～45～46～47～48～49～50～51～52～53～54～55～56～57～58～59～60～61～62～63～64～65～66～67～68～69～70～71～72～73～74～75～76～77～78～79～80～81～82～83～84～85～86～87～88～89～90～91～92～93～94～95～96～97～98～99～100)	円	円	円	
※ 特別認定区分	○ 1. 失業 2. 障害 3. 高齢 4. その他	○ 1. 失業 2. 障害 3. 高齢 4. その他	○ 1. 失業 2. 障害 3. 高齢 4. その他	
※ 天災を事由とした場合の減額	○	○	○	

扶養親族等・控除	A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分
①雑損	24	25	26
②医療費	27	28	29
③社会保険料	30	31	32
④小規模企業共済等掛金	33	34	35
⑤配偶者特別	36	37	38
※ ⑥特定親族特別	39	40	41
※ ⑦地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	42	43	44

【改定内容】

- 「⑤配偶者特別」と「⑦地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の間に「⑥特定親族特別」の行を追加
- 各欄に記載されていた(1-A)～(9-G)の削除
- 行の追加に伴い一部の欄の番号を修正(上記赤字箇所のとおり)

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

No.11 「国民年金 障害基礎年金 所得状況届」のレイアウト変更

帳票レイアウトに関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 国民年金 障害基礎年金 所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。

帳票レイアウト(改定案)

様式第三号（第三十一条関係）（表 面）
国民年金 障害基礎年金 所得状況届

日本年金機構 殿 令和 年 月 日提出

受給権者	個人番号(又は 基礎年金番号)	年金コード
	氏名	
	住所	
所得状況	所得状況	
扶養親族等・控除		
① 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	(うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族の数 (19歳未満の者に限る。) 人)	
② 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	有(70歳以上・70歳未満)・無	
③ 前年の所得額	円	
雑 損	円	
医 療 費	円	
社 会 保 険 料	円	
小規模企業共済等掛金	円	
配 偶 者 特 別	円	
特 定 親 族 特 別	円	
障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	
特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	
寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡婦・ひとり親・勤労学生	
地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額	円	
※ 控除後の所得額	円	
※ 審査		
※ 上記のとおり、相違ありません。	市区町村長 印	
令和 年 月 日		
公的年金 受給状況	・受けている ・申請中 ・受けていない	※ 送 付 令和 年 月 日 第 号

◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。
◎ 捺印の欄は、記入しないでください。
◎ 字は楷書ではつきりとご記入ください。
備考 1. 用紙の寸法は、A5(4号)とする。
2. 必要があるときは、所定の変更を加えること、その他所定の変更を加えることができる。

改定箇所

雑 損	円
医 療 費	円
社 会 保 険 料	円
小規模企業共済等掛金	円
配 偶 者 特 別	円
③ 特 定 親 族 特 別	円
障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人

【改定内容】

- 「配偶者特別」と「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」の間に「特定親族特別」の行を追加

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

No.12 「国民年金老齢福祉年金所得状況届」のレイアウト変更

帳票レイアウトに関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 国民年金老齢福祉年金所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。

帳票レイアウト(改定案)

様式第二号(第二条関係) (表 面)
国民年金老齢福祉年金所得状況届

日本年金機構 殿

令和 年 月 日提出

受給権者	個人番号(又は年金証書の記号番号) 年金コード	住所
配偶者	氏名	住所
①扶養義務者等	氏名	住所
	受給権者との続柄	
所得状況	受給権者の所得状況	配偶者の所得状況
扶養親族等・控除	②控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)の数 人)	③の扶養義務者等の所得状況 (うち老人扶養親族の数 人)
②	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無 有(70歳以上・70歳未満)・無	有・無
③	前年の所得額	円
④控除	雑 損	円
	医 療 費	円
	社 会 保 険 料	円
	小規模企業共済等掛金	円
	配 偶 者 特 別	円
	特 定 親 族 特 別	円
	障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人
	障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生等の別	人
	障・特障・寡・ひとり親・勤	障・特障・勤
	障・特障・寡・ひとり親・勤	障・特障・寡・ひとり親・勤
※ 控 除 後 の 所 得 額	円	円
※ 審 査		
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 市区町村長 印		
この届書に係る私並びに私の配偶者及び①の扶養義務者等(以下「私等」という。)の資産及び収入の状況につき、日本年金機構が市区町村長に調査を嘱託することに同意します。 また、日本年金機構の調査の嘱託に対し、市区町村長が報告することについて、私等が同意している旨を市区町村長に伝えて構いません。 氏名		
公的年金受給状況 受けている 申請中 受けていない (A列4番)		

● 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。 ● 字は楷書ではっきりとご記入ください。
● 捺印の欄は、記入しないでください。

改定箇所

所得状況	受給権者の所得状況	配偶者の所得状況	①の扶養義務者等の所得状況
扶養親族等・控除			
雑 損	円	円	円
医 療 費	円	円	円
社 会 保 険 料	円		
小規模企業共済等掛金	円	円	円
④控除			
配 偶 者 特 別	円	円	円
特 定 親 族 特 別	円	円	円
障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人

【改定内容】

- 「配偶者特別」と「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」の間に「特定親族特別」の行を追加

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

No.13 「特別障害給付金所得状況届」のレイアウト変更

帳票レイアウトに関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 特別障害給付金所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。

帳票レイアウト(改定案)

様式第一号（第一条、第四条及び第七条の四関係）
（表 面）
特別障害給付金所得状況届

日本年金機構 殿

令和 年 月 日提出

受給資格者	個人番号(又は受給資格者番号)	
	氏名	
	住所	
所得状況		所得状況
扶養親族等・控除		
①	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	(うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族の数 (19歳未満の者に限る。) 人)
	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	有 (70歳以上・70歳未満) ・無
②	前年の所得額	円
③ 控除	雑 損	円
	医 療 費	円
	社 会 保 険 料	円
	小規模企業共済等掛金	円
	配 偶 者 特 別	円
	特 定 親 族 特 別	円
	障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人
	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人
	寡婦・ひとり親・勤労学生 の別	寡婦・ひとり親・勤労学生
	地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額	円
※ 控除後の所得額	円	
※ 審査		
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 市区町村長 印		
公的年金 受給状況	・受けている ・申請中 ・受けていない	※ 送付 令和 年 月 日 第 号

◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。
◎ ※印の欄は、記入しないでください。
◎ 字は楷書ではっきりとご記入ください。
備考 1. 用紙の寸法は、A4用紙とする。
2. 必要があるときは、所定の変更を加えること、その他所定の調整を加えることができる。

改定箇所

	雑 損	円
	医 療 費	円
	社 会 保 険 料	円
	小規模企業共済等掛金	円
	配 偶 者 特 別	円
③ 控除	特 定 親 族 特 別	円
	障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人

【改定内容】

- 「配偶者特別」と「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」の間に「特定親族特別」の行を追加

3.ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえた改定案

No.14 「障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届」のレイアウト変更

帳票レイアウトに関する改定案について以下記載します。

対応事項

- 障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届を特定親族特別控除に対応した帳票レイアウトに変更する。

帳票レイアウト(改定案)

様式第二号（第三十二条第二項第三号及び第四十七条第二項第三号関係）

障害 年金生活者支援給付金 所得状況届
遺族

日本年金機構理事長 殿

令和 年度 令和 年 月 日提出

個人番号(又は基礎年金番号) 年金コード	
氏 名	
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
住 所	
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (注)扶養親族のうち、国民健康保険については、以下のいずれかに該当する者に限り、以下のいずれかに該当する者 (1) 年齢が65歳以上の者 (2) 年齢が65歳以上の者で、次の1から3までのいずれかに該当する者 ① 障害者 ② その障害者からその親に就いて生活費又は教育費に充てられた収入が1万円以上ある者	人
控除対象配偶者及び扶養親族のうち、次の1から3までのいずれかに該当する者 (1) 年齢が65歳以上の者 (2) 年齢が65歳以上の者で、次の1から3までのいずれかに該当する者 ① 障害者 ② その障害者からその親に就いて生活費又は教育費に充てられた収入が1万円以上ある者	人
同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)の有無	有(70歳以上・70歳未満) ・ 無
前 年 所 得 合 計 額	円
雑 損	円
医 療 費	円
社 会 保 険 料	円
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	円
配 偶 者 特 別	円
特 定 親 族 特 別	円
障害者(特別障害者を除く。)である 控除対象配偶者、扶養親族及び同一 生計配偶者の合計数	人
特別障害者である控除対象配偶者、 扶養親族及び同一生計配偶者の合計 数	人
障害者・特別障害者・寡婦・ひとり 親・勤労学生の別	障 ・ 特障 ・ 寡 ・ ひとり親 ・ 勤
地方税法附則第6条第1項の免除に 係る所得額	円
※ 控 除 後 の 所 得 額	円
そ の 他	
※ 審 査	
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日	
市町村長 印	

◎ ※印の欄は、記入しないでください。
備 考 1. 用紙の寸法は、A4列4番とする。
2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

改定箇所

求 者	雑 損	円
	医 療 費	円
	社 会 保 険 料	円
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	円
	配 偶 者 特 別	円
控 除	特 定 親 族 特 別	円
	障害者(特別障害者を除く。)である 控除対象配偶者、扶養親族及び同一 生計配偶者の合計数	人

【改定内容】

- 「配偶者特別」と「障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者、扶養親族及び同一生計配偶者の合計数」の間に「特定親族特別」の行を追加

EOF